

院内感染対策に関する取組事項

1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

感染防止対策は、安心・安全な医療提供体制の基盤となるものです。当院では、感染防止対策を医院全体として取り組み、患者様・職員・その他医院関わる全ての人々を対象として、院内感染発生の予防と発生時の速やかな対応を行うことに努めます。

2. 院内感染対策に係る組織体制、業務内容

院内感染管理者である院長を中心に感染対策部門を設置して以下の活動を行います。

- 感染症サーベイランス…感染症発生状況の調査・集計
- 院内巡回
- 抗菌薬適正使用の推進
- 職員への感染防止対策教育、研修会の開催
- 院内感染防止に係るマニュアルの作成

3. 抗菌薬の適正使用のための方針

厚生労働省「抗微生物薬適正使用の手引き」を参考にして、治療効果の向上や副作用、耐性菌の減少に努めます。

4. 地域医師会との連携体制

地域医師会が主催する院内感染対策に関するカンファレンス、及び新興感染症の発生等を想定した訓練に参加します。